

国際調査審理官【任期付職員(法務)】からのメッセージ

(経歴) 平成 29 年 12 月弁護士登録

Q 国際調査審理官(任期付職員)【法務】の募集に応募したきっかけを教えてください。

A 学生の頃から税法に興味を有していたものの、実務では税務に携わる機会が限られていたことに加え、専門性の高さを踏まえるとゼロから取り扱うことが難しいとも感じており、機会があれば一度はどこかで集中的に取り組んでみたいと考えていました。

そのような中で、東京国税局が税務経験を採用の前提としていない国際調査審理官(任期付職員)【法務】を募集していることを知り、税務の知見を得られる機会だと考え、応募しました。

Q 国際調査審理官として国税局でどのような業務を担当していますか。

A 主に、調査事案に関連して、契約書・判決文の読み方や民法・会社法その他法令の解釈を含む、税法適用の前提となる私法上の法律関係に関するアドバイスを行っています。案件数は多くありませんが、調査に同行し補助することもあります。税法の適用についても、打合せに参加して国税職員とともに検討し、意見を述べことがあります。

また、不服申立てに関連して、答弁書・意見書等のレビューを行ったり、年度によっては口頭意見陳述に同行したりします。

加えて、国税局職員向け研修を担当しており、東京国税局の他、税務大学校や各地の国税局に出張することができます。

Q 法律家としての知識や経験が、国際調査審理官の業務にどのように活かされていると感じていますか。

A 私法上の法律関係に関するアドバイスを求められるため、私法に関する知識は当然のこと、リサーチ経験は業務に直接活かされています。また、国税当局の主張を基礎づけられるのかという観点から収集された資料を検討することもあり、証拠評価、証拠収集等に関する知識・経験を活かすことができるほか、収集された資料を踏まえた別の見方の提案等法律相談の経験も活かすことができると感じます。

さらに、不服申立てに関連した書面レビューに当たり、より説得力を持たせる観点から構成の見直しや表現を調整するがあるため、訴訟等文書作成の知識・経験を活かすことができます。

Q 国税局の職場環境について感じていることを教えてください。

A 親切な職員が多く、税法を中心として幅広い質問・疑問にも丁寧に対応していただいている、とても働きやすいのみならず、知識・経験も多く得られる環境であると感じています。

また、基本的に定時に終えることができる業務量であることに加え、フレックスタイム制が導入されており、私生活を充実させやすい環境だと思います。

さらに、子育てのための休暇等が整備されているため、子育て世代にとっては非常に働きやすい環境だと思います。ただし、取り扱う情報の性質上、民間の職場ほど柔軟に在宅勤務をするのは難しい状況にあると感じます。

Q 国際調査審理官となって、良かったと思うことを教えてください。

A 行政当局の考え方、意思決定のプロセス等は、組織の内部に入って働いてみなければ分からない部分が多く、これらを体感することができる貴重な機会を得られることはとても意義があると思います。また、税務に関して基本的な部分から最新の議論まで知見を深めることは大きなメリットであると思っています。

Q 国際調査審理官（任期付職員）【法務】に応募する方へのメッセージをお願いします。

A 国際調査審理官は、弁護士として通常の業務で触れる事の少ない税務についての経験を積むことができる良い経験となります。税務の経験がなくても、業務にはまったく支障もありません。また、職場環境は非常に働きやすい環境です。

少しでも興味を持たれた場合には、ぜひ応募されることをお勧めします。